

## 中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定に基づき、中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政部門	総務	4	4	0	
	その他	0	0	0	
	小計	4	4	0	
公営企業等会計部門	下水道	11	12	1	事業の見直し及び事務分担変更
	介護保険	9	8	△ 1	事務の見直し
	小計	20	20	0	
合計		24	24	0	

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

#### (2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	0	1	2	6	5	2	2	2	2	2	0	24
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0	0	4.2	8.3	25.0	21.0	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	0	100.0

(3) 採用の状況 (平成17年4月1日付け採用者)

一般職員 採用なし

(4) 退職の状況 (平成16年度)

一般職員 1名退職

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	その他 職員手当	共済費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B			
17年度	人 4	千円 16,402	千円 2,605	千円 6,633	千円 25,640	千円 6,410	千円 2,870	千円 4,166

(注) 給与費は、当初予算に計上された額で、その他職員手当には退職手当を計上してあります。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
中新川広域行政事務組合	329,258 円	352,509 円	40.5 歳

(注) 平均給与月額とは、平均給料月額に扶養手当等諸手当 (期末・勤勉・寒冷地を除く) を加えたものです。

(3) 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分		中新川広域行政事務組合		国	
		初任給	採用2年経過日 給 料 額	初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
		大学卒	288,300 円	335,900 円
一般行政職	高校卒	—	—	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主任 主事 技師	主任	課長代理 係長 主任	主幹	課長		
職員数	0人	1人	2人	10人	2人	6人	1人	2人	24人	
構成比	0.0%	4.2%	8.3%	41.7%	8.3%	25.0%	4.2%	8.3%	100%	
参 考	1年前の 構成比	0.0%	12.5%	12.5%	29.2%	12.5%	20.8%	4.2%	8.3%	100%
	5年前の 構成比	8.7%	8.7%	26.1%	17.4%	4.3%	17.4%	4.3%	13.1%	100%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	中新川広域行政事務組合			国・富山県
	(17年度支給割合)			(17年度支給割合)
期末手当	6月	1.40月分	0.70月分	中新川広域行政事務組合と同じ
勤勉手当	12月	1.60月分	0.70月分	
	計	3.00月分	1.40月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

時 間 外 勤 務 手 当	16年度	支 給 総 額	5,706 千円
		職員1人当たり支給年額	238 千円
	15年度	支 給 総 額	8,974 千円
		職員1人当たり支給年額	390 千円

(注) 1. 平成16年度職員1人当たり支給年額  
 =  $\frac{\text{平成16年度支給総額 (5,706千円)}}{\text{平成16年4月1日職員数 (24人)}}$

(平成17年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,500 円 (2) 配偶者以外 ① 2人まで それぞれ 6,000 円 (そのうち1人については、職員に配偶者がいない場合は11,000 円、扶養親族でない配偶者がいる場合は6,500 円) ② ①以外 1人につき 5,700 円 ③ 満16 歳年度初めから満22 歳年度末までの間にある子1人につき、5,200 円を加算	ほぼ同じ	○ 国の制度 (1) 配偶者 組合と同じ (2) 配偶者以外 ① 2人まで組合と同じ ② ①以外 1人につき 5,000 円 ③ 満16 歳年度初めから満22 歳年度末までの間にある子1人につき、5,000 円を加算
	平成16年度決算額 1,581 千円 支給職員の1人当たり 平均支給年額 158 千円		
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃20,000 円以下の場合 家賃-9,000 円 ② 家賃20,000 円を超える場合 11,000 円+ (家賃-20,000 円) / 2 (最高限度額27000 円) (2) 自宅3,200 円	ほぼ同じ	○ 国の制度 (1) 借家等 ① 家賃23,000 円以下の場合 家賃-12,000 円 ② 家賃23,000 円を超える場合 11,000 円+ (家賃-20,000 円) / 2 (最高限度額27000 円) (2) 自宅2,500 円 (新築・購入後5年間に限る)
	平成16年度決算額 1,290 千円 支給職員の1人当たり 平均支給年額 99 千円		
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000 円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,600 円~35,000 円	ほぼ同じ	○ 国の制度 (1) 交通機関利用職員 県と同じ (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000 円~24,500 円
	平成16年度決算額 1,466 千円 支給職員の1人当たり 平均支給年額 64 千円		

<p>管理職手当</p>	<p>平成17年度から</p> <p>(1) 課長級      50,000 円/月</p> <p>(2) 課長補佐級   35,000 円/月</p> <p>(3) その他      30,000 円/月</p> <hr/> <p>平成16年度決算額    2,221 千円</p> <p>支給職員の1人当たり</p> <p>    平均支給年額    555 千円</p>		
<p>寒冷地手当</p>	<p><b>【支給額】</b></p> <p>○ 世帯主である職員</p> <p>(1) 扶養3人以上      97,000 円/年</p> <p>(2) 扶養1・2人以上   81,500 円/年</p> <p>(3) 扶養なし          49,100 円/年</p> <p>○ その他の職員</p> <p>                            34,200 円/年</p> <p>*上記金額を、11月から3月までの間分割して支給します。</p> <p><b>【経過措置】</b></p> <p>H18 上記金額から△ 8,000 円/月し、支給</p> <p>H19  "         △ 14,000 円/月し、支給</p> <p>H20 廃止</p> <hr/> <p>平成16年度決算額    1,343 千円</p> <p>支給職員の1人当たり</p> <p>    平均支給年額    58 千円</p>	<p>同じ</p>	
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>・ 管理職手当支給対象職員</p> <p>    6時間以内    5,000 円</p> <p>    6時間以上   7,500 円</p> <hr/> <p>平成16年度決算額      5 千円</p> <p>支給職員の1人当たり</p> <p>    平均支給年額      1 千円</p>		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

平成17年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:15～13:00
休息時間	12:00～12:15、15:00～15:15

#### (2) 休暇、休業制度の取得状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

区分	休暇（休業）期間等（1年あたり）	取得状況
年次休暇	20日	平均 11.0日
夏季休暇	5日以内	平均 4.7日
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 0人
病気休暇	3月以内	取得者 1人
介護休暇	6月以内	取得者 0人
ボランティア休暇	5日以内	取得者 0人
部分休業	子が3歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 0人

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

平成16年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降級	合計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

#### (2) 懲戒処分の状況

平成16年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 5 職員の服務の状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

平成16年度における承認は、ありませんでした。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

平成16年度の職員の研修の状況については、次のとおりです。

研 修 名	人 数
市町村吏員基礎課程研修	1人
ライフプランセミナー	1人
地方自治体における資金管理と資金運用研修	1人
ミドルライフプランセミナー	1人
合 計	4人

### (2) 勤務成績の評定の状況

勤務評定は、制度としては未整備です。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。事業内容は次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況
健康管理	定期健康診断	全職員	20名
	短期人間ドック補助	希望職員	4名

## (2) 共済制度の状況

社会保障の一環としての共済制度の概要は、以下のとおりです。

① 機関：富山県市町村職員共済組合

② 事業概要

ア. 短期給付事業 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行なう。

イ. 長期事業 退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行なう。

ウ. 福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業、貸付けなどを行なう。

③ 財源：必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によってまかなわれています。

## (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償とは、常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。補償内容は、以下のとおりです。

なお、平成16年度の発生件数はありませんでした。

ア 補償の種類 療養補償、休業補償、傷病保証年金、傷害補償など

イ 福祉事業の種類 外科後処置、補償具支給、リハビリ、奨学奨護金など

## 8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度において、申立て等はありませんでした。

## 9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度において、申立て等はありませんでした。

## 10 職員の苦情の処理の状況

平成16年度において、苦情の処理はありませんでした。